

NPO 法人東松島市体育協会表彰に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、NPO 法人東松島市体育協会（以下「協会」という。）の事業発展に功労のあった個人及び団体並びに東松島市の社会体育、スポーツの振興に勲功のあった個人及び団体の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の区分)

第2条 この要綱に規定する表彰は、次の各号に掲げるとおりとし、その基準は別表のとおりとする。

- (1) 功労賞
- (2) 勲功賞
- (3) 特別荣誉賞

(受賞者の決定)

第3条 受賞者は、理事会において決定する。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状を授与してこれを行う。

- 2 前項の表彰には、金品をあわせて授与することができる。

(表彰の期日)

第5条 表彰は、年1回行う。ただし、功績が特に顕著である場合はこの限りでない。

(追彰)

第6条 この要綱によって表彰されるものが表彰前に死亡したときは、その遺族に表彰する。

(表彰者名簿)

第7条 会長は、この要綱によって表彰を受けたものの氏名、団体名、事績及びその他必要な事項を表彰者名簿（様式第1号）に登録し、永久に保存する。

(表彰者の推薦)

第8条 協会加盟団体の長は、第2条に該当するものがあるときは、その事績を調査し会長に推薦するものとする。

- 2 前項の推薦書（様式第2号又は様式第3号）は、会長が別に定める日までに会長に提出するものとする。なお、会長が別に定める日以後に開催された大会に係る第2条第1項第1号以外の表彰に係る推薦については翌年度の推薦を可能とする。

(その他)

第9条 この要綱に施行に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月10日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

この要綱は、平成25年12月19日から施行し、平成26年1月1日から適用する。

この要綱は、平成27年1月15日から施行し、平成27年2月1日から適用する。

別表（第2条関係）

表彰基準

区 分	基 準																											
功 労 賞	<p>1 協会加盟後3年を経過した団体からの被推薦者であること。</p> <p>2 原則として推薦時40歳以上であること。</p> <p>3 協会加盟団体からの推薦は、原則として毎年1人であること。</p> <p>4 次に掲げる期間、その職にあり事業発展に貢献した者であること。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">協会関係</td> <td style="width: 70%;">・会長、副会長</td> <td style="width: 20%;">4年以上在職</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・顧問、参与</td> <td>8年以上在職</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・専務理事、常務理事、理事、監事</td> <td>6年以上在職</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・その他特に功績のあった者</td> <td>8年以上在職</td> </tr> <tr> <td>加盟団体</td> <td>・会長、副会長、理事長、副理事長</td> <td>6年以上在職</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・理事、専門部長</td> <td>8年以上在職</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・競技審判員、スポーツ指導者</td> <td>8年以上在職</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・その他の役員（下部組織役員）</td> <td>8年以上在籍</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・その他特に功績のあった者</td> <td>8年以上在職</td> </tr> </table> <p>※ 功績が異なる場合は重彰を妨げない。</p>	協会関係	・会長、副会長	4年以上在職		・顧問、参与	8年以上在職		・専務理事、常務理事、理事、監事	6年以上在職		・その他特に功績のあった者	8年以上在職	加盟団体	・会長、副会長、理事長、副理事長	6年以上在職		・理事、専門部長	8年以上在職		・競技審判員、スポーツ指導者	8年以上在職		・その他の役員（下部組織役員）	8年以上在籍		・その他特に功績のあった者	8年以上在職
協会関係	・会長、副会長	4年以上在職																										
	・顧問、参与	8年以上在職																										
	・専務理事、常務理事、理事、監事	6年以上在職																										
	・その他特に功績のあった者	8年以上在職																										
加盟団体	・会長、副会長、理事長、副理事長	6年以上在職																										
	・理事、専門部長	8年以上在職																										
	・競技審判員、スポーツ指導者	8年以上在職																										
	・その他の役員（下部組織役員）	8年以上在籍																										
	・その他特に功績のあった者	8年以上在職																										
勲 功 賞	<p>1 県予選を経て東北大会並びに全国大会に出場した者。</p> <p>2 国体県予選並びに県各種大会において優勝または大会記録を樹立した者。</p> <p>3 国民体育大会に宮城県代表として選出された者</p> <p>※ 受賞者の人員は制限しない。</p> <p>※ 過去において表彰された者も対象とする。</p> <p>※ 学校教育及びスポーツ少年団に係る大会は除外する。</p> <p>※ 県予選を経ないで東北大会並びに全国大会に出場した者については理事会で検討する。</p>																											
特別栄誉賞	<p>特別に功績が顕著で会長が理事会に諮って承認された者。</p>																											
<p>※ 受賞者は原則として市内に在住、または協会加盟団体に所属する者。</p> <p>※ その他、会長が理事会に諮って承認された者。</p>																												